

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.1
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) 長島・大野・常松法律事務所
 弁護士 橋元 勉
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
 【報告義務発生日】(4) 平成17年5月17日
 【提出日】 平成17年7月19日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
 【提出形態】(5) その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
会社コード	4339
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	名古屋市中区錦三丁目11番23号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	パミューダHM11ハミルトン、パミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1997年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
電話番号	03 (3288) 7000

(2) 【保有目的】(9)

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			4,265
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 4,265
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		4,265
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年5月17日現在)	S	67,017.52
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		6.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.29

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成17年3月23日	株券	629株	取得	
平成17年4月6日	株券	1,400株	取得	
平成17年5月9日	株券	600株	取得	
平成17年5月17日	株券	718株	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

特になし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	695,198
上記 (V) の内訳	提出者が管理する下記ファンドの資金 - オービス・エスアイシーエーヴィー・ジャパン・エクイ ティ・ファンド 660,428 (千円) - オービス・エスアイシーエーヴィー・ジャパン・コア・エ クイティ・ファンド 34,770 (千円)
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	695,198

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

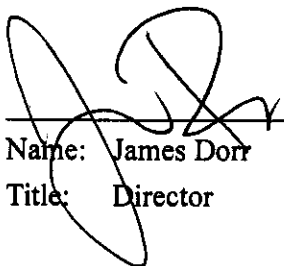
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited, a corporation organized and existing under the laws of the British Virgin Islands, with its principal office at 34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda (the "Company"), does hereby constitute and appoint Mr. Tsutomu Hashimoto, attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports described in Articles 27-23 and 27-25 of the Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deems necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by James Dorr, this 12th day of July 2005.

Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited

By:



Name: James Dorr
Title: Director

[訳 文]

委 任 状

英領ヴァージン諸島法に準拠して設立され、存続し、バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34に本店を有するオービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド(「当社」)は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所
の弁護士である橋元勉氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法
第27条の23及び第27条の25に定める報告書(「報告書」)を作成し、これを日本国関東財務局長に提出するこ
と及び報告書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権
限を付与する。

上記の証として、当社は、2005年7月12日、ジェイムス・ドールをして本委任状に適法に署名せしめた。

オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド

(署 名)

氏名： ジェイムス・ドール

肩書： ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 橋元 勉

